

松江市告示第101号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定に基づき、令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を一般の縦覧に供するので、同条第3項の規定により縦覧場所及び期間を次のとおり告示する。

令和4年3月30日

松江市長 上 定 昭 仁

- 1 縦覧場所 松江市役所固定資産税課及び各支所市民生活課
- 2 縦覧期間 令和4年4月1日から令和4年5月31日まで